

生活改善活動と農村女性の地位変容

坂本 真司

I 問題意識と狙い

本稿では、戦後農村に広く展開した生活改善活動¹⁾について、活動当事者である農村女性の地位に対し、それら活動がどのように作用したのかを検討する。

生活改善活動は、当時の農村の社会構造を変容させたとされる。近年その成果を再検討し、当該活動の意義を再評価する言説が現れている。それによると生活改善活動は、ジェンダー不平等が根強く残る当時の農村社会で、女性の地位を向上させる契機として機能した。その意味で農村民主化の成功事例であったと主張される。本稿ではこのような立場を「エンパワメント視点」と呼んでおく。エンパワメント視点に立つ生活改善活動の再評価言説では、生活改善活動は農村女性の「頑張りの祖型」とみなされている。現代の農村では、地域おこし活動に取り組む女性が多くいるが、言説では、女性たちのこうした姿勢のルーツは生活改善活動にあるとされる。

だがそもそもの話として、生活改善活動を契機に農村社会が民主化したかどうかについては、今ふれた再評価言説を含め、生活改善活動を対象とする先行研究全般において、説得的な論及がこれまでなされてはこなかった。農村の民主化とはこの場合、生活改善活動に従事する農村婦人の地位向上を意味する。そして地位の向上とは、活動当事者が自身の利害関心にしたいが、生活に関わる権限を行使できるようになることを指す。その点に関してこれまでの論稿は、生活改善活動が農村女性の地位向上に資するものだったと主張するが、そういえる理由を明確にあげることがなかった。女性による権限の獲得と行使、すなわちその地位向上は、周囲の他者が権限を委譲する、あるいは委譲を認める（たとえば、夫が妻の要求に同意し、彼女に家計管理を任せる [サイフを渡す]）ことで初めて成立する。ゆえに、生活改善活動が農村民主化の契機であったかどうかを吟味するには、それが活動当事者と他者のあいだに従来なかった相互作用を創出させ、両者の関係を変化させたことを経験的に確かめる必要がある。だが再評価言説を含め従来の研究成果

では、この点が悉く欠けている。

そこで本稿では、活動当事者と他者の相互作用に焦点をすえて、生活改善活動が農村民主化の契機として機能したかどうかを、調査事例を使って吟味したい。今回取り上げる例は、鹿児島県の離島に生まれ、1960年代半ばに三重県伊賀地方の農村に嫁入りした女性の活動経験である。彼女の経験からは、生活改善活動が農村女性の社会関係をそれまでの形とは異なるものへと変容させたことが分かる。しかしそれは、従来の主張からかなりかけ離れていた。事例からは、生活改善活動が女性同士の「分断」をもたらしたことが了解される。暫定的な帰結として、生活改善活動は、農村女性の地位向上に積極的に機能しないところがあること、ならびに、むしろ地位向上を阻む逆機能の余地をはらんでいることが判明する。

以下では、次の構成で議論を進める。次章では、生活改善活動をめぐる先行研究を再検討し、冒頭でふれた問題点について詳しく述べる。第3章では、調査結果を用いた考察をする。事例から得られる知見を整理し、生活改善活動が女性たちを分断し、彼女らの地位向上を阻む機会となりうる可能性を提示する。そして第4章では、生活改善活動の欠陥について考える。生活改善活動が女性の地位向上に機能しなかった理由のひとつに「男性の無関心」をすえて暫定的な私見を示す。

Ⅱ 先行研究の成果と問題点

ここで生活改善活動と呼ぶ事象は、戦後日本の農村社会で人々が、非合理的な因習に基づく生活を改め、その合理化すなわち近代化を進める運動を表す。日本において生活の合理化・近代化を目指す運動は大正期に始まる。文部省(当時)の外郭団体生活改善同盟会が広めた生活改善運動はじめ、戦前・戦中でも類似のものは複数認められる。だが一般にそれは、都市中間層の運動として現れ、市民の反体制化を防ごうと体制側が創出したイデオロギー運動の意味合いがあった[宮坂, 1966; 久井, 2008:157-8]。

それに対し本稿が論じる戦後の生活改善活動は、農村を中心に展開された運動であった。そしてそれは、農家生活の近代化と同時に、農村社会の民主化を目的にしていた。歴史学者大門正克の言葉を借りると、戦後の生活改善活動は「敗戦や、新憲法制定…を契機にして国家の再建を目指す国民運動として…民主主義の確立を標榜」[大門, 2012:4]した。いわゆる戦後民主主義の実現という時代的要請が、活動に託されたのである。

そしてこの農村の民主化なるテーマは、具体的には女性の地位向上という方向性で追求された。これを最も鮮明に打ち出したのは、農林省の生活改善

普及事業による生活改善運動である。事業責任者であった同省改良局生活改善課長山本松代は当時、農家生活の合理化・近代化とは、迷信に依拠した生活様式を退け、科学に基づきそれを改善することだとした。そしてそのためには、イエ内部の家事万端の担い手である女性の態度の変容が必要と訴えた。その変容とは、黙々と働く「角のない牛」から「考える農民」[小倉, 1981:330] になることである。この考える農民とは、男性たちから低劣な存在とみなされ、意思判断を封じ込めてしまう性差別の構造から解放され、因習に従う形式主義を放棄し、生活の仕方において判断と責任を担う女性の姿を指していた [市田 [岩田], 1995:18]。つまり生活改善活動の2つの目的一「生活の合理化」と「農村の民主化=農村女性の地位向上」一は、一方が他方を相互的に成就させ合う、相即的關係にあると捉えられていたのである。

1 生活改善活動再評価論議

以上のような概念をもつ生活改善活動に対し、社会学ならびにその隣接分野において昨今、その成果を再検討する論議が広がりを見せている。その発信地は次の2分野、ひとつは途上国開発研究、もうひとつは村落社会研究である。それぞれ異なる文脈から固有の問題関心にしたがって議論をし、中身もそれぞれ独自性をもつが、両研究はともに、生活改善活動が戦後の農村社会に与えた影響をめぐる同じスタンスをとっている。それらによると、生活改善活動は当時、戦後日本の農村の民主化に貢献した。女性の地位向上をもたらす画期的な取り組みとして、当該活動が高く評価されているのである。

1990年代半ばから最近まで、途上国開発研究では、開発途上国の社会開発の方法を論じる中で生活改善活動の再検討が進められた [谷口ほか, 1994; 佐藤, 2002; 太田, 2004; 水野・佐藤編, 2008; 関, 2009など]²⁾。NGOほか開発エージェントが住民主体の農村開発を実現させるにあたり、そのノウハウに関わる知見を得ることが狙いである。そのため開発論者が着目したのが、1948年から農林省が進めた生活改善運動である。関心の焦点は、同省の生活改善普及事業のもと、生活改良普及員が農村女性を組織化し、運動に従事させる過程である。普及員が女性たちに呼びかけて生活改善グループ(当時「生改グループ」と呼ばれた)を結成させ、カマド改善や害虫駆除ほか各種行動に取り組みさせるまでの一連の働きかけの仕方が検討されている。

1970年代以降、各国政府機関や開発NGOなどの開発エージェントは、途上国開発における戦略上のパラダイム転換を図った。先進国からの援助(aid)を軸にするやり方から、現地住民を開発主体にすえる参加型開発(participatory development)へと方向性が大きく変容したのだが、この変容

に直面する中で開発専門家たちは、開発エージェントによる現地住民へのファシリテーション (facilitation)³⁾の方法を議論し始める。住民の開発参加を促す方法論の彫琢が課題となったのである。そこで論者らは、日本の生活改善活動に目を向け、それを参加型開発の先行モデルと位置づけた。生活改良普及員の取り組みを論じることで、貧困層の開発参加を促す方法を探る上での手がかりやヒントを得ようと努めた。

このように途上国開発研究では、日本の生活改善運動が参加型開発の「手本」として検討対象となった。その理由は、開発途上国で開発エージェントが参加型開発を導入する際の狙いと、かつて生活改善普及事業が日本各地の農村で生活改善運動を促したときのそれが基本的に同じという点にある。共通するその狙いとは「エンパワメント (権限付与) をとおして女性の地位を向上させる」ことである。開発途上国では今も、かつての日本の農村にみられた非合理的な因習に基づく伝統的な生活様式が随所にみられる。そしてその中には、生活上の各種権限が男性に集中する性差別の構造も含まれ、それが貧困化の要因とされてもいる。参加型開発とは、貧困状態の緩和や解消を目指す組織的活動であるが、それが(女性の主体的な)参加に基づくのは、因習から女性を解放し、その地位を向上させることが開発目標=貧困緩和の実現に必須の条件だからである。このような認識にしたがい開発論者は、生活改善運動を参加型開発の先行モデルと捉えたのである。

さて、途上国開発研究で論議が出てきたのとほぼ同じ頃、村落社会研究でも生活改善活動への再検討が起こり、今も続いている[天野, 2001; 市田 [岩田], 2001; 鶴, 2007; 知野, 2017ほか]。途上国開発研究では、貧困層女性の開発参加に資するアイデアを探求する中での論及であったが、村落社会研究の場合、論議の文脈は日本の農村における地域おこしである。過疎化が進む各地の農村では、活性化の契機として農村女性による地域おこし運動が大きな意味をもつ。このような認識のもと論者らは、女性たちの取り組みが生まれ、定着する上での社会的条件を探るべく、生活改善活動に着目している。生活改善活動とは、地域おこし活動の「原点」[中道, 2011:9]、すなわちそのルーツにあたるという認識からである。

生活改善活動が現在の地域おこしのルーツとみなされるのは、それが次のような2つの含みをもつことを意味する。第1に、途上国開発研究での場合同様ここでも生活改善活動は、「女性のエンパワメントの成功見本」と捉えられている。そして第2にそれは、地域おこしへの女性の参画、すなわち現代農村女性のエンパワメントを導出する発祥の契機だとの見方を伴っている。生活改善活動の経験が、地域おこしへの機運を成就させる社会的背景として

作用していること、すなわち、生活改善活動と地域おこしのあいだに連続性や継承性があるというのである。鶴理恵子〔鶴, 2007〕は、事例を使ってこの点を詳しく論じている。

岡山県奥津町(現在は鏡野町の一部)には、長藤農場組合婦人部による農産物の生産・加工・販売事業が展開されている。鶴によるとこの組合婦人部の活動は、地域婦人会と農協の婦人部を母体に、子どもをもつ母親たちによって1971年に組織化された生改グループに端を発している。子どものおやつ作りを中心に、家庭での食生活改善を目的に始まった食品づくり活動はやがて、調理器具の調達資金の必要から、地元作物を使った加工品の販売に着手する。農作物を有効利用して栄養改善を図るために始まった活動は、地元農産物を利用した収益事業へと発展し、地元産業に貢献するものとなった。そしてグループのメンバーたちは、町内で一目置かれる存在となった〔鶴, 2007:101-124〕。

きっかけは活動手段(調理器具)の調達の必要という事情からであったが、食生活改善を図った生改グループは、収益事業組織へと発展した。生活改善活動をルーツに農村女性の地域おこしが現れた好例として、鶴は奥津町の取り組みを評価する。農産物の生産・加工・販売事業が実際に、町の女性たちの地位を高めたからである。その証拠として彼女が着目するのは、町内男性たちによる、女性たちへの態度の変化である。最初に現れたのは、男性たちによる事業への支援体制の確立である。農産物加工場の建設を始め複数の側面で彼らは、女性たちの事業をサポートした〔鶴, 2007:108〕。そしてこのサポート体制は後に、各種地元行事の企画・運営に波及していく。男性中心で進められてきた話合いに女性たちが参加し、積極的に発言するようになり、個々の行事で女性たちがイニシアティブをとることが増えたのである〔鶴, 2007:120-121〕。

2 視えない民主化：生活改善活動をめぐる言説の問題点

しかし鶴の議論にはその実、生活改善活動が女性の地域おこしのルーツであるかどうかに関する言明、要するに再評価の根拠に関わる説明が欠けている。過去の生改グループの取り組みが、参加メンバーたちの社会関係に対し民主化と解される変容をもたらしたのかどうか、またそれはどのようなもので、どういった過程を経て具現したかについて、具体的な記述は見出されない。この点は鶴以外の村落社会研究の論稿も同様で、さらにいうと途上国開発研究にもあてはまる。まず途上国開発研究の方からみていくと、生活改善活動が農村での人々の生活様式を著しく変容させたことは、多くの研究で

取り上げられている。たとえば一連の論議の先陣にあたる谷口佳子たちの議論〔谷口ほか, 1994〕は、生活改善活動の先進例として有名な愛知県七郷一色婦人会の取り組みを取り上げている。最近だと、ハエ・蚊駆除の成果に関する関なおみの研究〔関, 2009〕があがる。カマド改善や料理教室、害虫駆除や家族計画の推進に関する具体例をそれらは詳しく述べているが、活動の中で民主化と形容できる変化が地域の内部で顕現したかどうか、またどのように現れたのかについては、論及はまったくみられない。途上国開発研究での論議では、その基本的な目的が、生活改善活動を実現させた制度と、その下で形成された方法論—具体的にいうと、生活改善普及事業の特性や、その下で生活改良普及員が村々で発揮した手腕—を論じるところにある。そこで生活改善活動の成果、すなわち女性の解放の事実については、ア priori に自明視され、問題にされていないように思われる。だが、参加型開発のプロトタイプだとの認識に依拠した議論である以上、当の認識の根拠について具体的な説明が必要ではないだろうか。

一方で村落社会研究の場合、生活改善活動は女性による主体的な組織活動のルーツとされる。やはりここでも活動は、女性の地位向上の先行例と位置づけられており、その根拠について経験的な説明が必要である。だがいずれのテキストでも、説得的な裏づけがなされていない。活動が女性の地位向上をもたらした—平たくいうと、活動に参加した女性の家族成員や、日常的交わりを有する地域の人々が一目置いて彼女と接するようになった—のかどうか、またそれはどのように顕現したかは不問のままである。要するに問題は、生活改善活動の非参加者(家族でいえば、夫・姑・舅・子どもなどで、地域社会でいえば、活動に参加していない女性たちや近隣の男性住民など)が、活動にどのように反応し、参加した女性たちとどのような関係をもつようになったかが分からないところにある。生活の合理化・効率化(カマド改善や家計簿導入など)の例は多く挙げられている(特に天野〔2001〕には詳しい記述がある)が、関係変化=民主化の事実に関する言及がない。

現代の地域社会における問題情況(途上国の貧困問題や日本における農村の過疎化)に端を発して、昨今の社会学(ならびにその隣接科学)では生活改善活動の再検討から問題克服の突破口を展望しようとする議論が広がりをみせている。そこでは、生活改善活動が「農村の近代化に寄与した」画期的事象だったことが、具体的に論じられている。だが一方で、生活改善活動が「農村の民主化に貢献した」かどうかについては、事例に基づく言及を欠いている。これまでの議論は以上のように要約される。そこで次節では、数ある先行研究の中から、生活改善活動が農村女性の社会関係にどう関わったのかを

経験的に論じる数少ない成果を取り上げ、活動がムラの民主化を促したのかどうかを吟味したい。

3 合理化と民主化の関係：先行研究にみる論理の短絡性

生活改善活動を論じる研究は、各地でそれが実現し始めた1950年代から現れた。そこではおおむね、生活改善活動が必要である理由を示しながら、その意義を明らかにするところに重点が置かれた。中心的な論者は、活動を制御する官僚 [小倉, 1981; 山本, 1975; 山本・水沼・我孫子, 1970ほか] と、活動を支持する知識人 [丸岡, 1985; 今, 1971a, 1971b; 溝上, 1958; 山代, 1958] である。それら論者たちは、農作業・家事労働・育児と三重の労苦を強いられ、睡眠や休息が制限されるなど、生活のあらゆる面で農村婦人が不当な扱いを受けていることを示し、生活改善の必要を訴えた。そして生活改善活動が各地で成果をあげてゆくにしたがい、1970-80年代には、事例を用いた調査報告が数多く提出された。活動がどのような成果をもたらし、また課題を残したかを各地の事例を使い検証する段階へと研究の軸が移った [堀, 1977; 関田, 1978; 小泉, 1980; 久保, 1981; 藤井, 1985など]。

1990年代以降は、生活改善活動の方向性が大きく転換したのを受けて、研究アプローチもその転換に応じて変化を遂げた。生活改善活動の方向転換については、富田祥之亮 [富田, 2006] が整理をしてくれている。富田によると、これまでに生活改善活動は、テーマの変容に即して3つの段階を経ている。制度・政策が生まれた1950年代から60年代までは、近代科学技術に基づく農民生活の合理化を目指す段階、1970年代から80年代は農村の伝統文化に備わる合理性に着目し、それを生かした生活改善の実践を模索する段階、そして1990年代以降現在は、女性農業者の地位向上を求める段階にあり、農業経営面での女性の主体性の涵養が課題とされている [富田, 2006:117-122]。そしてこの現在の段階をめぐる、研究者たちの関心は地元生産物の直売所や朝市といった地域おこしの広まり、あるいは家族経営協定に基づく起業といった事態に向けられ、これら事業の中心的担い手として生改グループが機能していることを論じる研究が主流となっている [菊池, 1989; 福田, 1999; 西山・吉田, 2001; 玉, 2002; 渡辺, 2004ほか]。特に1990年代以降の研究動向については、村落社会研究における生活改善活動再評価言説と重なるところが大きい。ただ厳密に言えば、後者の再評価言説は、生改グループと異なる女性たちによる地域おこしほか各種事業をめぐっても、その実現の背景に、かつての生活改善活動の影響を認め、その意義を強調するものとなっている。生活改善活動が現代農村女性のエンパワメントのルー

ツであるというのは、それが「活動経験者の現在の元気の源」となっているのみならず、「村の後継世代に受け継がれ、彼女たちを鼓舞する成功譚」として機能している面をも含んでいる。

生活改善活動の研究の変遷は概略上記のように把握されるが、さてでは生活改善活動が農村女性の地位を向上させたか否かについて、従来の研究成果はどのようなことを述べてきたか。少なからぬ論稿でこの点への言及がみられるが、それらはいずれも次のような論理を示している。すなわち、「生活の合理化の追求」が「地位の向上」をもたらすというのである。この点が明瞭に読み取れる例をあげよう。1950-60年代に多くの生改グループが家計簿の記帳に取り組んだが、ある論稿では、舅・姑から許可をもらい、嫁が記帳をおこなったケースについて次のような記述がある。

「嫁の立場を少しでもよくするために農家の人々を説得して意識を変えさせるよりも、嫁に家計簿の記帳を実行してもらう方が、…間接的ではあっても、確実に農家の家族関係…を変える可能性をもっていた」[安井, 2006:75]

つまり生活合理化の実践(家計簿の記帳)から地位向上(家計管理権の委譲)が派生するといっているが、このロジックには重大な欠陥がある。合理化が非民主的な関係の下で進行する場合に対応できないのである。実際に上記のケースでは、嫁が家計簿をつける間も、家計は舅・姑が握っていたとされる。「可能性」という言葉を使い慎重さを心がけているようだが、合理化と民主化という2つの事象が論理的に対立構造をとりうる点—「非民主的合理化」や「非合理的民主化」—を考慮せずに因果的に両者を結びつけるのは無理がある。

この合理化と民主化の対立構造については、生活改善活動の狙いのひとつ=合理化の追求が、もうひとつの狙い=民主化を阻むとの皮肉な論理を提起することも可能である。岩島史 [岩島, 2012] によると、生活改善活動は農村に蔓延るジェンダー規範を解体せず、むしろ温存・強化するものとみなされる。農林省発行『生活改良普及員活動事例集』ほか生活改善運動の実態を記録した当時の文書を検討しながら岩島は、生改グループの担った課題が「食・台所の領域に偏って集中」[岩島, 2012:48] し、「男性…への労働配分などの働きかけはみられなかった」[岩島, 2012:48] ことを明らかにした。当時の生活改良普及員は、家事にまつわる改善を女性の役割とし、グループの課題をそこに限定させた。ゆえに農作業など他の生活領域を含む、男性の協調・協同化を含んだ改善努力は実現しなかった。そして彼女の見方では、このようなジェンダー規範の再生産は、生活改良普及員自身がジェンダー規範に囚われていたところに由来している。ほとんどが女性である生活改良普

及員たちは、「台所を女性の苦難の象徴と捉え」[岩島, 2012:48] た。ゆえに、台所仕事を中心に家事の改善を女性に求め、結果的にジェンダー役割構造を確立させてしまったのだと岩島はいう。

再評価言説を含むこれまでの研究成果では、生活改善活動が農民の生活の合理化に寄与したことが、事例を使って詳しく論じられている。だが一方で、活動が農村の民主化にどう関わったについては、「合理化が民主化をもたらした」というだけで、経験的説明を欠いている。次章では、事例に基づく考察から問題の克服を試みたい。

Ⅲ 関係変容の実際：活動経験者の生活史から

エンパワメント視点に立つ言説によれば、生活改善活動は、それに参加した女性たちに各種権限を与えることで、彼女たちの地位を向上させたとされる。農村の民主化とはこのような事態を指すが、この点をめぐり問題にしたのは、権限移譲をめぐる周囲の他者たちの態度である。女性の地位が向上した(農村が民主化した)というのは、女性たちへの権限の委譲、あるいは彼女らによる権限の行使に対する認容や同意、あるいは支援といった、他者たちの積極的・肯定的な反応や対応があって初めてそういえることである。つまり民主化をめぐる生活改善活動の機能を説得的に示すには、活動を契機にして生改グループの女性と他者の間で交わされる相互作用を視野においた説明が不可欠である。これまでに先行研究の議論の仕方を批判したが、そこでの基本的な問題点は、従来の論稿がいずれも、今あげた「活動当事者と他者の相互作用」に着目してこなかったところにある。

1 三重県伊賀地方の農村に暮らすある女性の経験

本節では、ある農村女性の経験を取り上げ、生活改善活動をめぐって彼女が周囲の者たちとどのようにやりとりをしたかを具体的にみてゆく。三重県伊賀市S区(2004年の市町村大合併までは三重県阿山郡大山田村大字S。以下、地名表記は「S地区」で統一する)に暮らすS・Nさん(以下、敬称略)は、1938年生まれで現在80歳である。鹿児島県の離島に生まれ、中学卒業後集団就職で三重県津市内の紡績工場に就職する。就職2年目に労働争議を経験し、3年目で退職する。その後同市内の化粧品会社営業所に転職、美容部員となる。21歳のときにS地区出身で当時津市内の大学に通っていた男性(卒業後、学校教師となる)と交際を始める。1964年、26歳の時に入籍し、翌65年にS地区のS家に嫁入りした。同年に長男、1968年に次男を授かる。現在彼女は、夫、長男と3人で暮らしている。

後にみるように、S・Nは生活改善活動を自らの意思で意欲的に取り組んだ。S地区の生活改善活動は、当地区の婦人会活動の一環と位置づけられていた。農村各地で当時誕生した生改グループは、農林省や新生活運動協会などの管轄組織からの要請を受け、自治体がトップダウン式に婦人会を動員することで体をなすものが少なくなかった [中間・内田, 2009, 2010]。つまり生改グループに所属している農村女性たちはおしなべて、主体的に生活改善に努めたとは限らず、本節でもそのような事実が例示される。

このように上意下達式に生み出されたS地区の生活改善活動に、S・Nは主体的に参加した。前章でふれたように、生活改善活動とは、農家生活の合理化と農村社会の民主化というその2つの目的が、相即的な構造の下で成就するものと概念化されている。この点をふまえていうと、これら2つの目的のうちの1つ、すなわち生活様式の合理化をS・Nは熱心に追求した。こうした彼女の姿勢に目を向け、一方で果たして彼女は自らの地位を向上させたかどうかを吟味したい⁴⁾。

S地区での生活改善活動

S地区は、山間の狭隘な土地に27世帯67名(2016年現在)が暮らす集落である。1889年の明治の大合併時には39世帯約200名いたとされるが、S・Nが嫁入りした1965年には33世帯140名であった。地区の主な生業は長らく農業と林業であったが、彼女が嫁入りした頃には、製材所や建設現場など各種事業所や作業場で賃金労働に携わる者も多く、兼業農家を中心となっていた。嫁ぎ先のS家の場合、夫の祖父は学校教師、父親(太平洋戦争で戦死)は農協職員であった。

S地区を含め、大山田村で生活改善活動を担ったのは、村の婦人会であった。『大山田村史下巻』では、生活改善活動として婦人会がおこなった主な取り組みは、「ねずみ駆除」、「料理講習」、そして「新生活運動(虚礼廃止や儉約の啓発)」とある [大山田村史編集委員会編, 1982:747]。ただし新生活運動については、婦人会ではこれといった行動はしなかったとS・Nはいう。村の広報誌バックナンバーをみると、1960-70年代にかけて、中元歳暮の贈答や冠婚葬祭での金品授受の廃止を啓発する記事が複数回掲載されている。また、1966年に村は公民館結婚式サービスの開始している。だがそれらに関して地元婦人会は、呼びかけをしたり、自ら励行したりするなど関与することがなかった。

実際におこなった活動をみてゆくと、ねずみ駆除は、村の要請で婦人会メンバーが実施していた。毎年春に、田の畔などに殺鼠剤入り団子を置いた。

S・Nの嫁入り前に始まり、いつとはなしに要請がなくなり終了した。『大山田村史』や村の広報誌にも記載はなく、詳しいことは不明である。一方で料理講習は、当時2つのプログラムが同時に存在した。ひとつは婦人会主催のもので、大字ごとに公民館の炊事場で不定期に開かれた。村が派遣した講師から婦人会メンバーがレシピを学ぶというものであった。これについても、ねずみ駆除同様に記録はなく、S・Nの記憶も乏しい。そしてもうひとつは「料理伝達講習」である。これは日本食生活協会が1956年から全国各地で始めた事業である。安価で栄養価の高い食材を使った料理を家庭に普及させる目的で、当時協会は都道府県単位で食生活改善推進員協議会を設立した。各協議会は都道府県内各地の保健所に講師を派遣し、定期的に講習を開催した。三重県にも協議会ができ、1960年代前半に大山田村でも講習が始まったとされる。

料理伝達講習は、次のように実施された。講習受講者は、大山田村の各大字、ならびに近辺自治体一部地域の大字にある地区婦人会の支会長(大字単位での婦人会リーダー)の経験者に限られていた。受講者は、大山田村に隣接する上野市(当時)の保健所で月1回おこなわれる料理教室に通う。そして教室から帰ると、地区の女性たちにレシピを教えるルールとなっていた(「伝達」とはこのことを指す)。具体的には、地区公民館の炊事場を使って料理を再現する、あるいは紙にレシピを手書きして配るといった方法がとられた。講習期間は2年で、修了者は村の料理教室の指導役となる。指導役の者たちは、村内公立中学校の調理室に婦人会の一般会員を集めて料理教室を開いたり、メンバー同士の勉強会をしたりして活動の幅を広げた。また1971年には、講習修了者たちは「みつば会」というグループを結成した。料理に関する学習活動だけでなく、テーブルマナー講座ほか独自の催しを開く、村の行事にボランティアとして関わるなどして、みつば会は様々な取り組みをおこなった。

S・NがS地区婦人会に入会したのは嫁入り直後の1966年であった。地区婦人会には、大字の各世帯から1名ずつ既婚女性が入会する決まりであった。それまでS家では夫の母親(姑)が会員であったが、彼女と交代する形でS・Nは入会をした。そして3年後の1969年には、支会長に選ばれた。会員の中では最年少近い若齢で、しかも入会して3年しか経たないS・Nが支会長に選ばれたのは、例外的だったそうである。選出の理由は、「先生の奥さんから」、つまり地区での地位が影響した。

料理伝達講習の取り組み

S・Nは料理伝達講習を楽しみにしながら通い、みつば会の活動にも積極的にコミットした。地区婦人会支会長となった時、彼女は農家の嫁であると同時に、2児(4歳と1歳)の母親でもあった。そしてさらには、かつて勤めていた化粧品会社で、繁忙期には臨時の従業員として働くこともあった。家事労働、農作業、育児そして時折の賃金労働と並行して、S・Nは料理伝達講習に休まず通った。彼女をはじめ地区婦人会支会長になった者は、着任と同時に料理伝達講習のメンバーと認定され、原則的に受講は必須であった。だが実際には、受講に消極的なメンバーもいた。他の大字からの受講者(支会長)には講習後の伝達をサボる者もいたという。しかしS・Nは、教師の夫が日頃教材作りに使うガリ版印刷道具でレシピのプリントを作り配布するなどして、熱心に取り組んだ。

消極的な人々は、みつば会にもみられた。行事は固定メンバーで切り盛りされ、その中には義務感で来ていることが明瞭に伺える者もいた。そのような状況の下でS・Nは、みつば会でも精力的に活動に従事した。「みなイヤイヤやったみたいやけど、私は好きで行ってた。」県下の婦人団体代表者が集まって行われる活動発表会で、みつば会の活動を報告したこともあった。

では、なぜS・Nは料理伝達講習やその後のみつば会の活動に懸命に取り組んだのか。聞き取りからは、理由にあたる事柄として以下の3点が明らかとなった。1つめは、栄養のある料理を作りたいとの願望である。今でも印象に残っているのは、当時安価だったサバを使い、鍋料理やコロケ、カレーを作ったことである。洋食に関心が高く、サバでカレーを作れることが新鮮に感じられた。夫の教え子たちが家に遊びに来た際にサバ入りカレーをふるまうと、喜んで食べてくれた。その時はとても嬉しかったと述懐する。

2つめの理由は、交友関係が生まれたことである。料理伝達講習では、大山田村内の他の大字からきていたひとりのメンバーと、大山田村に隣接する名賀郡青山町(当時)からのもうひとりのメンバーと懇意になった。時折互いに訪問しあうなど、2人との関係は現在も続いている。鹿児島島の離島に生まれ、三重県津市で紡績工と化粧品会社社員を経験した後、縁もゆかりもなかった大山田村に嫁いでしばらく、余所者であったS・Nは、慣れない農村生活への適応が求められた。姑からの虐め(後述)にも遭う中で、婦人会会員さらには支会長の役割も負うこととなった。その際に心的ストレスや不安に苦しんだに違いない。その時に2人の友人に恵まれたことは幸運であった。「ホンマによかったわ」。

そして最後3つめは、姑の虐めが関係している。姑は戦争未亡人となった

後3人の男児を育て上げた。その彼女は、後継ぎの長男がS・Nと結婚することに猛反対した。それを押し切った結婚だったこともあり、S・Nは姑に陰湿な虐めを受けた。姑からの仕打ちで彼女が最も屈辱を感じたのは、次の3つである。1つめは、農作業におけるものである。「コエ持ち」と呼ばれる家庭のし尿を肥料として畑地に施肥する作業を、S・Nは姑の命令にしたがいおこなっていた。家の便所から500メートルほど離れた向かいの山の斜面にある畑を何往復もして、桶一杯のし尿を天秤棒で前後に吊って運んだ。姑はそれを見ているだけだった。近隣の女性たちの証言では、彼女はS・Nの嫁入り前も施肥を億劫がり減多にしなかったようである。2つめは家事での仕打ちである。姑は彼女に自分の使った生理帯を洗わせた。使用済みのものを嫁に投げつけ、川の汚れ物を洗ってよい場所までもってゆき、洗うよう命じた。冬の洗濯では、水の冷たさと屈辱で涙を流した。そして3つめは、言葉の暴力である。九州の離島出身であること、そして中学卒の学歴を非難する言葉に彼女は深く傷ついた。

これらの虐めに遭う中、S・Nは料理を覚える必要を強く感じた。姑よりも秀でた部分をもつことで、屈辱を晴らそうとしたのである。彼女は料理伝達講習を続けるうち、やがて姑の料理に意見するようになる。「講習で聞いたんとちゃう(違う)で」と、出汁のとり方、味付け、調味料の使い方などで姑のやり方に口を出すようになる。姑は、自分は婦人会の料理教室で学んだとおりにやっていると反論する。しかしそのやり方は、明らかに講習で教わったことから外れている。彼女は姑にそれを堂々と意見した。「おばあさんにいうたろう思て、一生懸命なってるた(習った)。」

このようなやりとりが続くうち、姑は「だんだんといびらなくなった」。面と向かっての言葉の暴力がなくなったのである。一方でS・Nは、活動をとおして屈辱を晴らせたことから自信とプライドをもち、姑に家事労働や育児に関して要求ができるようになった。家事や化粧品会社での臨時の仕事、あるいは料理伝達講習の際には、罵りに耐え、怯えながら子守をお願いしていたのが、遠慮なくそれを要求するようになった。夫の給与を含め家計全般を握っていた姑に対し、それまで遠慮がちに頭を下げながらお金を懇願していたが、堂々とするようになった。そして最後には、自分にサイフを渡すようお願い出た。姑はそれに同意した。

だがそれは、S家の家計の二重化を招いた。S・Nと夫、子どもたちは、夫の収入で生計を立てた。一方姑は自分の年金と内職収入で暮らしを賄い、それは彼女が高齢となり介護施設に入所するまで続いた。家庭生活における内部的分裂が起こったのである。

婦人会活動と工場労働

複数の背景からS・Nは意欲的に活動に取り組んだ。だが先にふれたように、料理伝達講習やみつば会に関わる女性たちは、彼女のように熱心な者ばかりではなかった。そしてこのような活動をめぐる温度差は、S地区婦人会メンバーのあいだでも顕著だったと彼女は教えてくれる。大山田村の生活改善活動は、地区婦人会を基盤に実施されたが、当時のS地区婦人会会員は、生活改善活動を含む婦人会活動に対し強くコミットする者と、加入はしているが、活動への参加を避ける者に二分していた。

このような二分化は、「外で働いているヒトと、家のことしてるヒト」、つまり賃金労働に就いていて婦人会活動に時間を割けない者と、賃金労働に就いていない分時間的余裕がある者とのあいだで現れた。1950年代末から村は工場誘致を進め、60年代後半には、大手スポーツ用品メーカーの工場(1969年操業開始)ほか複数の工場が稼働し、女性の賃金労働の機会が大きく広がり始めていた⁵⁾。S地区ははじめ大山田村全体でみると、料理伝達講習はもとより婦人会活動全般にコミットしない会員は、「イエにお金を入れんとアカン」賃金労働者が多かった。一方で、地区婦人会支会長すなわち料理伝達講習からみつば会へと参加を続けた者たちは、役場職員や教師、サービス自営業者の配偶者、そして比較的裕福な農家の嫁や、婿をもらった「家つき娘」で占められた。「エエとこのヒトが多かった。」

工場で賃金労働に就いていた婦人会会員は、専業主婦の会員よりも、活動へのコミットメントは明らかに弱かった。そしてそのことを、(臨時の賃金労働に就くこともあり、その点で賃金労働組の一員ともいえるが)S・Nははじめ専業主婦組のメンバーは面白く思わなかった。自ずと両者のあいだには互いに敬遠しあう空気が形成され、社交が希薄化した。「あの人らとのつきあい?ゼーンゼン。」そしてそれがかえって賃金労働組の活動への関わりを阻んでしまう悪循環を生みだした。

2 生活改善活動の機能分析

生活改善活動の経験の中で、あるいはそれが契機となって、S・Nは複数の他者とのあいだに、様々な形でやり取りを重ねた。そしてそこには、彼女自身の地位に関わるものも含まれている。それらがどのようなものであったかをここで整理したい。

S地区における料理伝達講習やみつば会の活動は、当地区婦人たちの生活の一局面をなす。これらを通じてS・Nは、他者とのあいだに多様な形で関係を築いた。以下ではS・Nによる他者との相互作用の実態を分析して、S

地区の生活改善の取り組みが、同地区の社会構造にどう影響したのかを、階層構造と集団構造の2つの位相に即して検討を加える。そしてそこから、今の取り組みがS・NはじめS地区の女性たちの地位変容にどう関わったのかを吟味する。

女性同士の対立の更新

はじめに集団構造の観点からみてゆきたい。集団構造とは集団の成員がその内部に占める位置の関係を表し、成員各自の位置は当人の地位や役割などから把握される。このような概念認識にしたがい、ここでは「複数の集団に同時に所属する個人は、特定集団への参与を契機に、それ以外の所属集団で自身の地位や役割を変化させる」点に着目しよう。S・Nの活動経験では、料理伝達講習やみつば会での意欲的な取り組みが契機となって、姑から彼女に「サイフの委譲」がなされるなど、イエ内部での嫁姑関係で立場の逆転が生じたことが今いった形にあてはまる。

嫁入り後のS・Nにとり、自身の生活を成立させる基本的な集団は、S家すなわちイエである。そこで彼女は姑から酷い虐めを受けた。しかしやがて彼女は、料理伝達講習をとおして料理のスキルを高める。そしてそのスキルを拠り所に姑に忌憚なく物申すようになる。家事における権限を徐々に獲得し、最終的には家計管理の権限を得るに至る。生改グループへの参与を契機に、嫁がイエ内部において、姑との力関係を変容させたのである。いうまでもなく、姑からの権限委譲は、S家におけるS・Nの地位の向上を反映している。ただしここで重要なのは、地位向上を手繰り寄せるまでの、生活改善活動に対するS・Nの姿勢である。彼女の場合、地位向上の手段としてあらかじめ活動を戦略的に意味づけているところがあった。先行研究において採用されている「生活の合理化が地位向上に結びつく」とのロジックだけではみえない点のあることが、そこから了解されよう。

しかしこうしたS・Nの戦略的実践は、厳密な意味で「女性のエンパワメントとはいえない」部分を残してしまっている。見方を変えていうと、以上の事態は、S・Nと姑のあいだの対立関係を深化させるものだったと解せられる。S・Nは生活改善活動に励み、権限の委譲を勝ち取った。しかしそれは、自分を虐める姑を「見返す」手段であり、「女性のエンパワメント」を自覚的に望んでのことではなかった。エンパワメント視点が求めるものは、ジェンダー不平等という文脈下で、権限の獲得を通じて女性が自らの地位を高めることである。その意味でいえば、嫁と姑の関係は連帯的あるいは相乗的であるなど、積極的なものとなるべきであろう。しかしS・Nと彼女の姑の場

合それは、従来からの力の不均衡状態の更新、すなわち両人のあいだの分断の継続に終わった。

階層的分断の招来

次に、階層構造の観点から検討を加えよう。S・Nが料理伝達講習に励んでいた頃、大山田村には各種工場が稼働し始め、村の多くの女性たちが、従業員として働くようになった。S地区からも、複数の婦人会メンバーが工場勤務し、時間的余裕がないことを理由に、婦人会活動には消極的な姿勢を示した。活動はもっぱら賃金労働に就いていないメンバーたちに担われることとなり、料理伝達講習に取り組む者や、みつば会会員もそうした者たちで占められた。このような形でS地区婦人会は、活動へのコミットメントの違いに即して内部での集団分化を招来させた。そしてそれは、婦人会以外での日常的諸局面で、相互に敬遠しあうといった集団内分裂に発展した。

この事実に関連することとして、S・Nへの聞き取りからは、婦人会活動に積極的な者とそうでない者は、階層を異にしていることが判明した。活動に熱心に取り組む者たちは、役場勤務や教師といった公務員、大工や左官業などの自営業者、そして比較的富裕な農家の妻たちからなる。S・Nもそのひとりであった。一方で賃金労働に勤んでおり、婦人会活動へのコミットメントが希薄な女性たちは、比較的富裕とはいえない農家の婦人が中心であった。これらの状況をふまえて、婦人会メンバーの活動コミットメントの差が生まれた背景について、次のような見方が導き出される。すなわち、賃金労働に従事する者が活動に消極的なのは、世帯収入が低く、家計を助けるために賃金労働を優先するからであり、一方で婦人会活動に熱心な者の場合、家計が活動を阻むことがないことに加えて、積極的な理由として、自身の社会的ポジションをアピールする場として活動を意味づけることから、彼女たちは活動にコミットしたと考えられる。

このように生活改善活動へのコミットメントの違いと階層上の違いを平行に結びつけることができたところで、生活改善活動が女性の地位に関係する仕方について、結果的に次のような批判的評価が下される。S地区において生活改善活動は、改善へのコミットメントが求められる女性たち—収入が低く、生活状況が厳しい世帯の女性たち—を掬いあげておらず、その意味で機能していない。生活状況の厳しさが、賃金労働へと女性たちを駆り出し、それが結果的に生活改善の機会を奪うことになっている。これは、生活改善活動が機能不全と化している状態を意味する。

また視点をかえていうと、次のような見方も得られる。賃金労働は生活レ

ベルの向上の手段であることから、それに従事し、レベルの向上が実際に一定程度果たされれば、女性たちは、生活改善活動による生活の合理化を求めることがないかもしれない。表向きには多忙を理由に婦人会活動を避けていた賃金労働組の会員たちだが、回避の真の理由は、活動に魅力を感じなかったからだとも考えられる。さらにいえば、賃金労働に努めた女性たちは、まさにそうすることで家計に貢献し、イエ内部での地位を向上させるかもしれない(もっとも次章では、そう簡単にはならない現実の過酷さを示す)。そうであれば、活動への意欲はさらに減退するであろう。以上の(想定上の)事態は、生活改善活動が意味をもたない状況を指している。

加えて指摘しておきたいのは、S地区における生活改善活動が、地区の女性集団内部に階層的分断化を招来させたことである。婦人会活動へのコミットメントのギャップは、活動に積極的な比較的上層の者たちの不満や怒りを買い、一方で活動に消極的な比較的下層の会員はこうした不満・怒りへの負い目もあって、彼女らから距離を置くこととなる。その結果両者のあいだで社交は途絶え、溝は深まり続ける。かような分断化は、S家におけるS・Nと姑の場合同様、連帯を阻むものといえよう。以上の事実から生活改善活動には、女性のエンパワメントをめぐる逆機能の側面をはらむことが了解される。

岩島がいうように、生活改善活動はジェンダー規範(すなわちジェンダー不平等)を温存・強化する。しかしその契機は、彼女が示すような生活改良普及員(活動を統制する主体)の関与に集約されない。イエ関係やムラ関係など多様な社会関係が脈絡となって、皮肉なことに生活改善活動は、ジェンダー不平等を温存・強化しうるのである。

IV 生活改善活動の欠陥

前章の経験的考察では、生活改善活動が、「女性の連帯ではなく、むしろその分断を招く可能性がある」との暫定的な帰結が得られた。この点をもって本稿は、「生活改善活動が女性の地位向上をもたらす」とする従来の見方を批判するに至った。この帰結をふまえて今からは、生活改善活動が女性集団内部の分断化を招いた理由を考えながら、その欠陥について私見を述べたい。そこではじめに、生活改善活動再評価言説の文脈にあたる、村落社会研究の地域おこし論について簡単に再検討を加え、議論すべき問題の要点をおさえよう。

1 ジェンダー不平等の解体

ここでいう生活改善活動再評価言説とは元々、農村社会学（ならびにその隣接分野）の地域おこし論で展開されてきた。過疎化に苦しむ農村で広まりを見せている、女性たちによる地域おこし運動の事実を評価し、各地におけるその拡大や定着を展望する諸々の論稿の中で、当該言説は共有されてきた。では、そもそもなぜこれらの論稿は、女性の地域おこし運動を評価し、その広まりや深まりを期待するのか。運動が、自律性に基づく主体的な取り組みであるからである。薊の言葉を借りると、農村女性が「ムラ運営への参画」[薊, 2007:120] を果たし、力を発揮する機会として、それが機能するからである。彼女が示す例からもわかるとおり、地域行事の企画・運営や各種取り決めの策定が男性中心で進められてきた事実、すなわちムラ運営における「ジェンダー不平等」の構造を解体する契機として、地域おこし運動は意味づけられている。農村女性の生きづらさをジェンダー不平等の観点から説明する議論（たとえば、[秋津ほか, 2007]）が多く出されているが、それに依拠しながら論者らは、女性のエンパワメントを具現させる装置として、地域おこし運動の意義を強調する。

生活改善活動再評価言説は、以上の経緯の下で現れた。繰り返すとその論旨は「生活改善活動を現代農村女性の地域おこし運動のルーツと捉える」ところにある。しかし本稿が取り上げたS地区では、生活改善活動は女性の地位向上に関与せず、目的達成のための前提（女性同士の連帯）を掘り崩す面をもっていた。今いった言説形成の経緯に照らしていい直すと、S地区の生活改善活動は、女性の地位を向上させる形でジェンダー不平等を解体するものとはなりえなかった。それどころかむしろ、ジェンダー不平等の再生産に加担するものとして現れたのである。

ジェンダー不平等の再生産への加担とは、どのようなことであるか。S・Nへの聞き取りからは、その具体的一面として、次のような状況が認められた。それは、ジェンダー不平等の解体にあたって、ムラの男性たちを巻き込む仕掛けを生活改善活動が終始もてなかったことである。すなわち、ジェンダー不平等が前提となって自らの地位が成立していることを男性たちに自覚させることに、S地区の生活改善活動は失敗している。結果的に彼らを、不平等関係を追認するところへ留め置くのである。次節でその事実を述べたい。

2 男性の無関心

S・Nの生活史に戻ると、彼女が生活改善活動に取り組むあいだ、彼女の夫はそれにどう対応したか。S・Nによると、夫は終始「なーんにも関係あ

らへん」存在であった。前章では、料理伝達講習でS・Nが、夫が教材作成で使うガリ版刷り道具を借りてレシピのプリントを作ったエピソードをあげた。しかし彼女によるとそれは、夫ではなく彼女のアイデアによるもので、彼は作成や配布を手伝うことは一切なく、道具の使用を認めただけであった。ほかすべての局面でも、彼女の活動に関して夫はまったく関心を示さず、邪魔こそしないものの、協力や支援はしなかった。活動上の手助けや配慮はもとより、活動の際に負担となる家事や育児でのサポートや気遣いも一切ない。そうS・Nは不満げに語る。

以上の事実からは、料理伝達講習を中心にS・Nが家族の生活改善に努めることに、夫は関心を抱いていなかったことが伺える。S家におけるS・Nの貢献を評価し、彼女の地位を承認することがなかったのである。そうしてS・Nは、家事、育児、農作業、臨時の就業、そして生活改善活動の五重の労苦を、姑の虐めを受けつつ甘受する。これらの労苦が彼女に強いられ、そのことに夫が無関心である状態はまさに、ジェンダー不平等の現実的な現れといえよう。

そしてS・Nの行動に対する夫の態度は、彼女と姑の関係をめぐっても同様であった。姑による彼女への虐めに対し、夫は二人の間に入り、解決に向けた努力を熱心にはしなかった。時折母親(姑)に向かって、彼女自身に非があると咎めることもあったが、それはS・Nから促されてのことであった。夫として、長男としての責任意識から率先的に解決しようとする態度には見えず、この点にも強く不満をもったとS・Nは述懐する。

この嫁姑間の対立をめぐるS・Nの夫の対応をめぐっては、2つの方向で批判的な見方を向けることができる。第1に、夫の消極的な態度は、嫁姑間の分断を温存させた。夫が虐めの解決に消極的であったことから、S・Nは姑を見返そうと料理伝達講習に一層努めたと思われる。つまり夫の態度は、生活改善活動へのS・Nのコミットメントを強化させることで、結果的に嫁姑間の分断に加担しているのである⁶⁾。そして第2は、S・Nが料理伝達講習に強くコミットしたが、夫に対して「好都合」に作用したことがあげられる。母親による配偶者への虐めについて、彼は姑に非難はするが、積極的に介入し解決に努めようとはしなかった。このこともあってS・Nは講習に励み姑を見返すという戦略にまい進し、結果的に姑からいくつか譲歩を引き出した。サイフの委譲もそのひとつだが、加えてS・Nは、コエ持ちの労を求めるなど、家事や農作業、育児で姑に要求ができるようになった。だが、これらはすべて女性同士間での負担の移動に過ぎない。夫への負担移動はなく、ジェンダー不平等が温存されたのである。

以上の事例の検討からさしあたりいえることは、次の点である。すなわち、S地区において生活改善活動が地区の女性たちの地位向上に関わることがなかった原因のひとつは、ムラの男性たちが、ジェンダー不平等の下で自らの地位が確立していることを再帰的に自覚する、そうしてジェンダー不平等の是正にコミットすることで自らの地位を再構築・再創出するまでに至る仕掛けが、当の活動のなかに伴われていなかったところにある。こうした仕掛けの欠如が、生活改善活動が女性の地位向上をもたらさなかった理由である。そしてエンパワメント視点に基づく再評価言説でさえもが看過してしまっている、生活改善活動に備わる欠陥部分なのである。

注

- 1) ここでいう「生活改善活動」とは、1948年からの農林省(当時)の「生活改善普及事業」による「生活改善運動」、1955年から新生活運動協会(現在は「公益財団法人あしたの日本を創る協会」)が広めた「新生活運動」[宇ノ木, 2012]、財団法人日本食生活協会の指導で1956年から始まった、各都道府県食生活改善推進員協議会による「料理伝達講習」ほか、生活改善に関わる女性たちの組織的な活動を指す。異なる取り組みを一括して呼ぶ理由は、民俗学者田中宣一の考えに依っている。田中は、生活改善普及事業や新生活運動ほか、戦後日本の農村で展開された生活改善を目的とした組織的活動を、「生活改善諸活動」[田中, 2003:17-18]と総称している。なぜなら、「戦後の混乱のなかで放置されがちだった各地域各個人のさまざまな貧しさを克服しようとする点で目的を共通にしていた」[田中, 2003:17]点で、これらの事業は対象地域住民にとり、「ほとんど同じものとして受容されていた」[田中, 2003:17]からである。本稿も彼の見方に同意する。その理由は、筆者の聞き取り調査のインフォーマント(後述)もまた、当時経験した複数の活動をいずれも「生活改善」と呼んで、区別しなかったからである。
- 2) 管見の限りでいうと、途上国開発研究における生活改善活動への関心は一過性のものであった。日本の途上国開発研究で代表的論者として活躍する佐藤寛を中心に、複数研究者がかつて「生活改善研究会」を組織し、活発に議論をしていた。論稿を国際開発学会のジャーナル『国際開発研究』ほか各種文献にあげたほか、ウェブサイトを立ち上げ、成果を継続的に発信していた。しかし現在、サイトは閉鎖され、議論を綴ったブログは2012年7月で更新が途絶えている。長らく筆者は、バングラデシュの農村をフィールドに、貧困層女性による社会開発について研究を続けているが、その中で上記の動きを知り、勉強を重ねてきた。今回本稿を執筆する元々のきっかけは以上の経緯にある。
- 3) ファシリテーションとは、外部者(開発機関の専門家や実務家たち)が現地住民に対し、開発事業に参加するよう導く啓発的介入実践を指す。
- 4) S・Nの生活史を始め、本稿で取り上げている事例は、筆者が2017年4月から2018年9月にかけて合計13回(27日間)おこなった聞き取りを主とする現地調査から得られている。

- 5) 特にこのスポーツ用品会社の工場は規模が大きく、たくさんの村の女性たちが、水着ほかウェアをミシンで縫製する従業員として雇用されていた。当時、社名と企業ロゴのはいったマイクロバスが各地区を回って従業員を送迎していた。1960年代後半、S地区婦人会の会員は20名ほどだったが、そのうち4名がこの工場に働いていた。それ以外にも、機械部品の金型を作る工場や木材製材所などで、パートあるいは正社員で働く者もいた。
- 6) ちなみに、男性の無関心が嫁姑間の分断を温存させるという構図は、貸金労働組の女性においても現れた。S・Nによると、S地区住民のある婦人会会員は当時、姑からの激しい暴力を被っていた。姑は彼女に、物を投げつけたり、時に足蹴にしたりした。それでこの女性は何度も夜の家出を試み、道中思いとどまって戻る、を繰り返した。気性が荒いと住民たちが認めるその姑が嫁に暴力を振るった理由は、大都市出身で、農業にはまったく無知であった嫁が、農作業の要領を覚えなかった点にあった。しかしS・Nも認めるように、家事、育児(彼女にはS・Nの長男と同一年の男児と、4歳年少の女児がいた)、そして工場労働と複数の負担が課せられており、そこに農作業にも貢献せよと命じるのは非道といえる。しかしこのような状況に対し、彼女の夫は関与を避け続けた。彼は当時、妻の出身地である都市で公営バスの運転手をしていた。留守をしがちであったが、在宅時でも、S・Nの夫同様に妻の苦境には無関心であった。前章では、貸金労働がイエ内部での女性の地位向上に資する可能性を示唆したが、そうならない現実があることをこのケースは物語っている。

文献

- 秋津元輝・藤井和佐・渋谷美紀・大石和男・柏尾珠紀, 2007, 『農村ジェンダー—女性と地域への新しいまなざし』 昭和堂。
- 天野寛子, 2001, 『戦後日本の女性農業者の地位——男女平等の生活文化の創造へ』 ドメス出版。
- 知野愛, 2017, 「戦後農村の生活改善普及事業にみる子育て支援——季節保育所の開設について」『郡山女子大学紀要』 53:147-162。
- 藤井美佐子, 1985, 「生産集団の育成と生活改善の視点」『農村生活研究』 60:32-37。
- 福田美津枝, 1999, 「『農』と『食』をめぐる動き」『農村生活研究』 106:49-54。
- 久井英輔, 2008, 「戦前生活改善運動史研究に関する再検討と展望——運動を支えた組織・団体をめぐる論点を中心に」『兵庫県立大学研究紀要』 32:157-168。
- 堀須磨子, 1977, 「食生活改善のあゆみ」『農村生活研究』 42:20-22。
- 市田(岩田)知子, 1995, 「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』 49(2):1-63。
- , 2001, 「戦後改革期と農村女性——山口県における生活改善普及事業の展開を手懸かりに」『村落社会研究』 8(1):24-35。
- 岩島史, 2012, 「1950-60年代における農村女性政策の展開—生活改良普及員のジェンダー規範に着目して」『ジェンダー史学』 8:37-53。
- 菊地初美, 1989, 「東宇和地域における生活改善グループ活動の展開」『農村生活研究』 71:31-36。

- 小泉浩郎, 1980 「むらの『生活改善』」『農村生活研究』 48:40-42.
- 今和次郎, 1971a (初出1955), 「生活改善運動」『家政論 今和次郎集第6巻』ドメス出版, 465-475.
- , 1971b (初出1953), 「生活改善運動のやり方」『家政論 今和次郎集第6巻』ドメス出版, 476-483.
- 久保良雄, 1981, 「ムラと生活改善運動」『東北農業研究』 29:315-316.
- 丸岡秀子, 1985 (初出1952), 「カマドの改善と農民生活」『「中流」の構造 丸岡秀子評論集6』未来社, 241-247.
- 宮坂広作, 1966, 『近代日本社会教育政策史』国土社.
- 水野正己・佐藤寛編, 2008, 『開発と農村—農村開発論再考』アジア経済研究所.
- 溝上泰子, 1958, 『日本の底辺』未来社.
- 中間由紀子・内田和義, 2009, 「戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会—島根県を事例に—」『農林業問題研究』 45(1):108-113.
- , 2010, 「生活改善普及事業の理念と実態—山口県を事例に—」『農林業問題研究』 46(1):1-13.
- 中道仁美, 2011, 「農村を元気にするカギは女性の社会的起業」『AFC Forum』 2011年12月号:7-10.
- 西山未真・吉田義明, 2001, 「農村女性による起業活動の展開と個別経営発展に関する一考察」『千葉大学園芸学部学術報告』 55:59-67.
- 小倉武一, 1981 (初出1951), 「農民と教育」『小倉武一著作集第5巻 農政への社会学的接近 下』農山漁村文化協会, 325-380.
- 大山田村史編集委員会編, 1982, 『大山田村史 下巻』大山田村.
- 大門正克, 2012, 「問題の所在と本書の視点・課題」大門正克編著『新生活運動と日本の戦後—一敗戦から1970年』日本経済評論社, 1-30.
- 太田美帆, 2004, 『生活改良普及員に学ぶファシリテーターのあり方—戦後日本の経験からの教訓』独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所.
- 佐藤寛, 2002, 「戦後日本の農村開発経験—日本型マルチセクターアプローチ」『国際開発研究』 11(2):5-24.
- 関なおみ, 2009, 「戦後日本の『蚊とハエのいない生活実践運動—住民参加と国際協力の視点から』」『国際保健医療』 24(1):1-11.
- 関田和子, 1978, 「普及事業における食生活改善指導とその役割」『農村生活研究』 44:21-25.
- 玉真之介, 2002, 「『戦後農政』の転換と農村活性化政策」『村落社会研究』 38:137-165.
- 田中宣一, 2003, 「新生活運動と新生活運動協会」『成城文藝』 181:16-54.
- 谷口佳子・生江明・野瀬久美子・藤永耀子・村山曜子・山崎美恵, 1994, 「戦後日本の農村生活運動に見る女性の役割と村落社会の構造」『国際開発研究』 3:9-16.
- 富田祥之亮, 2006, 「むらの生活革命—暮らしの都市化」新谷尚紀・岩本通弥編『都市の暮ら

しの民俗学①——都市とふるさと』吉川弘文館, 94-125.

鶴理恵子, 2007, 『農家女性の社会学 農の元気は女から』コモンズ.

宇ノ木健太, 2012, 「戦後日本の『近代化』と新生活運動——新生活運動協会の取り組みを対象として—」『政策科学』19(4):177-194.

渡辺一弘, 2004, 「戦後日本の農村における生活改良普及員の活動——鹿児島県を事例にして(Ⅱ)」『教育研究紀要』50:506-511.

山本松代, 1975, 『暮しの論理——生活創造への道』ドメス出版.

山本松代・水沼有・安孫子智恵, 1970, 『生活設計の理論と実際——生活水準・生活診断・生活設計』光生館.

山代巴, 1958, 『民話を生む人々』岩波書店.

安井真奈美, 2006, 「村の暮らしを改善する——ある生活改善専門技術員の聞き書きより」『山口県史研究』14:59-80.

(さかもと・しんじ 大手前大学)